(三)　対象課税事業年度の当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす措置を適用しないことによってその対象課税事業年度に係る修正申告書の提出又は更正がされた後におけるその措置の適用については、その修正申告書又はその更正通知書に添付された書類に税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。

(四)　地方法人税に関する調査を行った結果、通算法人の各課税事業年度（確定申告書の提出期限が到来していないものに限る。）において税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額に係る調整措置を適用すべきと認める場合には、国税庁等の当該職員は、その通算法人に対し、その調査結果の内容（その措置を適用すべきと認めた金額及びその理由を含む。）を説明する。

2　電子情報処理組織を使用する方法により地方法人税確定申告書等に記載すべきものとされている事項を提供しなければならない法人の添付書類記載事項の提供方法から、磁気テープを提出する方法を除外することとした。（地方法人税法第一九条の三関係）

五　相続税法の一部改正関係

1　相続税に係る死亡届の情報の通知について、次のとおり見直しを行うこととした。（相続税法第五八条関係）

(一)　法務大臣は、死亡等に関する届書に係る届書等情報等の提供を受けたときは、当該届書等情報等及び当該死亡等をした者の戸籍等の副本に記録されている情報で一定のものを、当該提供を受けた日の属する月の翌月末日までに国税庁長官に通知しなければならない。

(二)　市町村長は、当該市町村長その他戸籍又は住民基本台帳に関する事務をつかさどる者（以下「市町村長等」という。）が当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る死亡等に関する届書の受理等をしたときは、当該死亡等をした者が有していた土地又は家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項等で一定のものを、当該届書の受理等をした日の属する月の翌月末日までに当該市町村の事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

2　調書の提出方法について、磁気テープを提出する方法を除外することとした。（相続税法第五九条関係）

六　登録免許税法の一部改正関係

登録免許税の納付の委託制度を次のとおり創設することとした。（登録免許税法第二四条の二～第二五条、第二七条～第二九条及び第三一条関係）

1　登記等を受ける者は、登録免許税を電子情報処理組織等を使用して行う一定の通知に基づき納付しようとするときは、納付受託者（一定の要件を満たす者として登記等を所管する省庁の長が指定するものをいう。六において同じ。）にその納付を委託することができる。

2　納付受託者が登録免許税の納付の委託を受けたときには、当該委託を受けた日に登録免許税の納付があったものとみなして、延滞税に関する規定を適用する。

3　納付受託者の納付義務、帳簿保存義務等について所要の措置を講ずる。

七　消費税法の一部改正関係

1　外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次の見直しを行うこととした。（消費税法第八条関係）

(一)　免税購入できる者を、非居住者であって出入国管理及び難民認定法別表第一の外交、公用又は短期滞在の在留資格をもって在留する者等とする。

(二)　免税購入された物品を輸出しない場合に消費税の即時徴収等を行うこととなる税関長の権限の一部を、税関官署の長に委任できることとする。

2　個人事業者の納税地の異動があった場合に提出することとされている届出書について、その提出を要しないこととした。（消費税法第二五条関係）

八　自動車重量税法の一部改正関係

自動車重量税の納付の委託制度を次のとおり創設することとした。（自動車重量税法第一〇条の二～第一四条及び第一六条関係）

1　自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者は、自動車重量税を電子情報処理組織等を使用して行う一定の通知に基づき納付しようとするときは、納付受託者（一定の要件を満たす者として国土交通大臣が指定するものをいう。八において同じ。）にその納付を委託することができる。

2　納付受託者が自動車重量税の納付の委託を受けたときには、当該委託を受けた日に自動車重量税の納付があったものとみなして、延滞税に関する規定を適用する。

3　納付受託者の納付義務、帳簿保存義務等について所要の措置を講ずる。

九　国税通則法の一部改正関係

1　修正申告書及び更正請求書の記載事項から、その申告前又はその請求に係る更正前の課税標準等、納付すべき税額の計算上控除する金額及び還付金の額の計算の基礎となる税額を除外することとした。（国税通則法第一九条及び第二三条関係）

2　税関長が賦課決定を行う場合において、その賦課決定が直ちに徴収する一定の消費税に係るものであるとき等は、賦課決定通知書等の送達に代え、当該職員に口頭でその賦課決定の通知をさせることができることとした。（国税通則法第三三条関係）

3　税関長が国税の徴収の所轄庁となる場合の納付受託者に対する納付の委託について、一定の要件を満たす者として財務大臣（改正前国税庁長官）が指定するものを納付受託者とすることとした。（国税通則法第四五条関係）

4　過少申告加算税制度及び無申告加算税制度について、納税者が、一定の帳簿（その電磁的記録を含む。）に記載すべき事項等に関しその修正申告等又は期限後申告等があった時前に、当該職員から当該帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき（当該納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）の過少申告加算税の額又は無申告加算税の額は、通常課される過少申告加算税の額に当該修正申告等又は期限後申告等に係る納付すべき税額（当該帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実に基づく税額を控除した税額に限る。）の一〇〇分の一〇（次の(二)に掲げる場合に該当する場合には、一〇〇分の五）に相当する金額を加算した金額とすることとした。（国税通則法第六五条及び第六六条関係）

(一)　当該職員に当該帳簿の提示若しくは提出をしなかった場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載すべき事項等のうち、納税申告書の作成の基礎となる重要なものとして一定の事項（(二)において「特定事項」という。）の記載等が著しく不十分である場合として一定の場合

(二)　当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載すべき事項等のうち、特定事項の記載等が不十分である場合として一定の場合（(一)に掲げる場合を除く。）

一〇　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第一四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一三条の規定による改正前の国税通則法の一部改正関係

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第一四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一三条の規定による改正前の国税通則法について、九1と同様の改正を行うこととした。（令和二年改正前国税通則法第一九条及び第二三条関係）

一一　租税特別措置法の一部改正関係

1　個人所得課税

(一)　上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八条の四関係）

(1)　内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その配当等の支払に係る基準日においてその支払を受ける居住者等とその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等を合算してその発行済株式等の総数等に占める割合（(2)において「株式等保有割合」という。）が一〇〇分の三以上となるときにおけるその居住者等が支払を受けるものを、総合課税の対象とする。